

令和4年度旭川市農業委員会第3回総会議事録

- 1 開催日 令和4年12月26日(月曜日)
- 2 開催時間 午後2時20分開会 午後2時30分閉会
- 3 開催場所 旭川市神居町雨紛 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 32名

1番・湯浅 光二	2番・鹿野 直子	3番・石坂 昇	4番・山村 志保子
5番・清水 利秋	6番・笹田 文彦	7番・香川 三四郎	10番・山田 孝
11番・佐藤 慎二	12番・請川 幹恭	13番・北原 浩美	14番・島田 正明
16番・秦 真一	17番・柿木 和恵	18番・鈴木 剛	19番・川上 和幸
20番・宮嶋 睦子	21番・一宮 敏昭	22番・滝川 岳雪	23番・松木 一行
24番・楠 栄	25番・米田 満	28番・市田 敏行	29番・田口 一昌
30番・幅崎 勝良	31番・高倉 伸淳	32番・石尾 卓也	33番・加藤 孝志
34番・浅沼 博実	35番・佐藤 博則	36番・只石 博幸	37番・前田 靖雄
- 5 欠席委員

8番・外川 守	9番・鷺尾 勲	15番・中原 俊一
26番・橋本 幸博	27番・平 克洋	
- 6 事務局職員 野谷事務局長 西村副主幹 遠藤主任
- 7 出頭関係者 旭川市農政部農政課 田中課長補佐
旭川市農政部農政課農政係 岡田主任
- 8 傍聴人 なし
- 9 議事録署名委員 12番・請川 幹恭 13番・北原 浩美
- 10 議事内容
 - (1) 議案第1号 旭川市農業委員会地区協議会規則の制定について
 - (2) 議案第2号 旭川市農業委員会地区協議会規約を廃止する規約の制定について
 - (3) 議案第3号 旭川農業振興地域整備計画について

広く一般に周知することが望ましいことから、規約を廃止すると同時に、公開性の高い規則において規定したいと考えております。

なお、新たに制定する規則の内容につきましては、議案補足資料の対照表にありますとおり、基本的には規約と変えておらず、それぞれの協議会が現在、担当する区域を別表のとおり、旭川市の全ての住居表示を用いて明記した以外は、条文の文言を整理した程度となっております。

また、旭川市農業委員会地区協議会規約を廃止する規約の内容は、先程お配りしました追加資料のとおりとなります。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま、事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし)

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案第1号及び議案第2号について、異議なしと認め、決定をいたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第3議案第3号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤 主任） 事務局。
日程第3議案第3号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。該当ページは議案では5ページ、議案補足資料は5ページから91ページでございます。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等に重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する施行規則第3条の2の規定に基づいて、旭川市長から意見を求められているものです。

今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、旭川農業振興地域整備計画の見直しに伴う変更であり、農用地利用計画につきまして農用地区域への編入が10件、農用地区域からの除外が51件、合計61件の変更案となっております。

なお、議案に記載されています現況地目は農業振興地域の整備に関する法律に基づいたものであり、農地法の現況主義に基づいた農地台帳上の現況地目とは異なるものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま、事務局から説明がありました。旭川農業振興地域整備計画

の見直しについて、農政部から説明をお願いします。

- 出頭関係者（田中課長補佐） 農政部農政課の田中でございます。宜しくお願ひいたします。
- 農業委員の皆様におかれましては、日頃から本市の施策にお力添えをいただきまして、厚く御礼申し上げます。
- それでは、農業振興地域整備計画の見直しについて、御説明させていただきます。補足資料の5ページを御覧ください。
- まず、見直しの方向性といたしましては、国の農用地等の確保等に関する基本指針を踏まえ、編入要件を満たす土地については、積極的に編入するとともに、除外については、周辺農地への影響なども勘案して、厳格に対応することとしております。
- 見直しの方法といたしましては、現況地目と農用地区域内外の状況が一致していない箇所につきまして調査いたしまして、資料の3に記載されております法的要件等を踏まえて、変更箇所を設定しております。
- また、農業委員の皆様にも御協力いただきまして、意向調査を実施させていただきましたが、編入等の申出があった箇所についても併せて変更することとしております。
- その結果、編入箇所は計10件66筆、除外箇所は計51件125筆となっております。
- なお、除外につきましては、今後、農地として活用される見込みが無く、農地の利用集積に支障が無いと判断された箇所につきまして、選定したところでございます。
- 最後に今後の予定になりますが、土地所有者の方の意向を確認し、同意を得られた箇所について、変更手続きを進めて参ります。
- その際に、本件の予定地以外の箇所につきまして、変更を希望されるということも想定されておまして、その場合、改めて御意見をお伺いすることが考えられますので、宜しくお願ひいたします。
- 簡単でございますが、説明は以上となります。

- 議長（鈴木 剛） ありがとうございます。
- 続いて、議案の内容について、事務局から説明いたします。

- 事務局（遠藤主任） 事務局。
- 編入の番号1番ないし9番につきましては、旭川農業振興地域整備計画の見直しに伴う基礎調査の結果に基づき農用地区域へ編入するもので、農地または農地等の編入が8件、農地に接する水路の編入が1件です。
- 編入の番号10番につきましては、農地として活用されているため編入となる案件です。
- 次に、除外の番号1番ないし46番につきましては、旭川農業振興地域整備計画の見直しに伴う基礎調査の結果に基づき、農用地区域から除外するも

ので、既存の宅地部分または宅地部分等の除外が43件、電気事業法に基づく除外が2件、農地の活用が見込まれない雑種地の除外が1件です。

除外の番号47番ないし49番につきましては、農地の活用が見込まれない山林原野を除外するものです。

除外の番号50番につきましては、倉庫の設置のため除外されるものです。

除外の番号51番につきましては、植林による林地としての活用のため除外される案件です。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま、事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし）

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案第3号について、異議なしと認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。

○議長（鈴木 剛） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和4年度旭川市農業委員会第3回総会を閉会いたします。